

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

「居住の安定確保支援事業」の実施について

生活保護の住宅扶助については、住宅扶助費が家賃払いに的確に充てられる必要があることから、家賃滞納者の代理納付を推進することとしている。

また、生活保護受給者（以下「受給者」という。）の居住の確保については、本来一時的な利用が前提である無料低額宿泊所等に長期にわたり入居している例がみられ、その中には住環境が劣悪な例や、十分な処遇がされない例もあるとの指摘もある。

一方、都市部では民間賃貸住宅に、一定程度空き室の存在が見込まれ、当該住宅の空室活用を図ることが考えられるが、受給者が契約により民間賃貸住宅に入居する場合、受給者が地域に円滑に定着できるかといった賃貸人の不安や、家賃の支払を代理納付とした場合に、本来、受給者と賃貸人との間で解決すべき日常生活上の課題についてまで、自治体での対応が求められる可能性があるなど、解決すべき課題も多い。

そのため、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、安定的に家賃収入の確保がされることについて賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への受給者の入居を促進するとともに、地域において、民間団体等関係機関が連携して、入居後に受給者への日常生活支援等を行うことにより、地域での生活を円滑に行えるよう支援することが必要である。

これらのことは、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成25年1月25日）においても指摘されているところである。

これらを踏まえ、今般、受給者の居住支援等を目的とした事業を「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号社会・援護局長通知）の別添1「自立支援プログラム策定実施推進事業」として、別紙のとおり行うこととしたので、管内福祉事務所に対して周知徹底を図るとともに、その他の福祉部局や住宅関係部局等関係部局と連携の上、本事業を積極的に活用し、自立支援の取組を推進されたい。

別紙

居住の安定確保支援事業実施要領

1 目的

生活保護受給者に係る、住宅扶助の代理納付の活用等により、安定的な家賃収入の確保について賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への受け入れを促進するとともに、見守り等の日常生活を支援する取組を推進し、生活保護受給者の安定した地域生活の継続を図ることを目的とする。

2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）

また、実施主体が事業の一部又は全部について適切に事業を実施できると認めた団体に委託することができる。

3 事業内容

（1）家賃の代理納付の推進

家賃滞納者等について、家賃の代理納付を推進する。

（2）民間賃貸住宅への入居支援及び日常生活支援

民間住宅への入居を希望する生活保護受給者や、一時宿泊施設である無料低額宿泊所等に長期にわたり入居している者について、代理納付を活用した民間賃貸住宅への受け入れを促進し、あわせて、不動産業者への同行や現地確認による入居に向けた支援、入居した生活保護受給者が地域での生活を維持し、円滑に定着できるよう、見守りや、地域で活動するボランティア団体の紹介等、社会参加活動の働きかけ等を行う事業

4 事業実施に当たっての留意事項

救護施設居宅生活訓練事業を利用している者について、事業終了後に居住生活へ円滑に移行できるよう、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業に要する経費と、救護施設居宅生活訓練事業の経費は明確に区分すること。